

霧島市告示第178号
令和7年8月21日

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第19条第7項の規定により告示し、地域計画の変更案を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、地域計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、次により霧島市に意見書を提出することができる。

霧島市長 中重 真一



1 縦覧について

- (1) 縦覧場所
霧島市役所 農林水産部 農政畜産課
- (2) 縦覧期間
令和7年8月21日から令和7年9月4日まで
- (3) 変更案の内容
別紙のとおり（縦覧場所にて保管）

2 意見書の提出について

- (1) 提出先
上記1の(1)に同じ。
- (2) 提出期限
上記1の(2)に同じ。
- (3) 提出方法※
直接持参、郵便又はファックスにより書面で提出すること。なお、電話での意見は受け付けない。
- (4) 提出者
利害関係人。

3 意見書等に対する回答の取扱

意見書に対する個別の回答は行わない。

※ 記載上の注意

- ① 個人の場合にあつては住所、氏名及び職業、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。
- ② 意見する対象地番及び当該地番に係る利害関係を必ず記載すること。
- ③ 内容は、地域計画の変更案に関するものに限ること。

【連絡先】

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市農林水産部農政畜産課

TEL 0995-45-5111(内線2341)FAX 0995-64-0944